

1 競技場等

円

利用区分	利用時間区分	利用時間区分				
		午前 午前9時から 午前12時まで	午後 午後1時から 午後4時 30分まで	夜間 午後5時30分 から午後9時 30分まで		
競技場専用利用	第1競技場(メインアリーナ)	入場料(これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収しない場合	平日	14,090	17,600	28,120
			土・日・祝	16,900	21,120	33,750
	入場料を徴収する場合	入場料の額が2,500円以下のとき	平日	42,290	52,850	84,570
			土・日・祝	50,740	63,430	101,490
		入場料の額が2,501円以上3,500円以下のとき	平日	84,580	105,710	169,150
			土・日・祝	101,490	126,860	202,980
		入場料の額が3,501円以上5,000円以下のとき	平日	169,160	211,430	338,300
			土・日・祝	202,990	253,720	405,960
	入場料の額が5,001円以上のとき	平日	338,320	422,870	676,600	
		土・日・祝	405,990	507,440	811,920	
	入場料の額が2,500円以下の式典・集会のとき	平日	56,360	70,400	112,480	
		土・日・祝	67,600	84,480	135,000	
	入場料の額が3,500円以下の展示・販売のとき	平日	140,900	176,000	281,200	
		土・日・祝	169,000	211,200	337,500	
第2競技場(サブアリーナ)	入場料を徴収しない場合	平日	4,660	7,010	10,680	
		土・日・祝	5,590	8,420	12,820	
	入場料を徴収する場合	入場料の額が2,500円以下のとき	平日	14,090	21,140	32,220
			土・日・祝	16,910	25,370	38,660
		入場料の額が2,501円以上3,500円以下のとき	平日	28,190	42,280	64,440
			土・日・祝	33,830	50,740	77,330
		入場料の額が3,501円以上5,000円以下のとき	平日	56,380	84,560	128,880
			土・日・祝	67,660	101,480	154,660
	入場料の額が5,001円以上のとき	平日	112,770	169,130	257,760	
		土・日・祝	135,330	202,960	309,320	
	入場料の額が2,500円以下の式典・集会のとき	平日	18,640	28,040	42,720	
		土・日・祝	22,360	33,680	51,280	
	入場料の額が3,500円以下の展示・販売のとき	平日	46,600	70,100	106,800	
		土・日・祝	55,900	84,200	128,200	
競技場個人利用		310	310	310		
控室	大(5)	1,720	2,510	3,980		
	中(1・4・6)	1,150	1,720	2,610		
	小(2・3)	570	830	1,300		
利用区分		利用時間区分 午前9時～午後9時30分まで				
フィットネススタジオ個人利用 1人1回につき		410				
トレーニング室★	一般 1人1回につき	410				
	高校生/70歳以上	200				
卓球室★	一般 1人1回につき	310				
	小中高生/70歳以上	150				
合宿室 1人1泊につき(10人以上の団体に限る。)*	一般	1,250				
	小中高生/70歳以上	620				
ロビー等占用利用	10㎡1日につき (10㎡を超えるときは、1㎡につき)	1,570				
広告物掲出料	1㎡1日につき	150				

★印に限り、各種障がい者手帳のある方は無料でご利用いただけます。

備考

- 1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 2 競技場を専用利用する者が入場料の額に段階を設けている場合の利用料金は、当該入場料の最高額をもってこの表を適用する。
- 3 競技場を専用利用する者が準備又は片付けのため利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。ただし、入場料を徴収する場合の入場料の額が5,001円以上の区分における準備又は片付けの場合の利用料金は、所定の利用料金の3割5分に相当する額とする。
- 4 競技場を専用利用する者が公演又は競技会のリハーサル又は練習のため利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。
- 5 競技場の床面積の2分の1以下を専用利用する場合の利用料金は、所定の利用料金の5割に相当する額とする。

- 6 競技場を専用利用する者が利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1時間につき次の表のとおりとする。

円

第1競技場(メインアリーナ)	入場料(これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収しない場合	平日	7,030	
		土・日・祝	8,430	
	入場料を徴収する場合	入場料の額が2,500円以下のとき	平日	21,140
			土・日・祝	25,370
		入場料の額が2,501円以上3,500円以下のとき	平日	42,280
			土・日・祝	50,740
		入場料の額が3,501円以上5,000円以下のとき	平日	84,570
			土・日・祝	101,490
	入場料の額が5,001円以上のとき	平日	169,150	
		土・日・祝	202,980	
	入場料の額が2,500円以下の式典・集会のとき	平日	28,120	
		土・日・祝	33,750	
	入場料の額が3,500円以下の展示・販売のとき	平日	70,300	
		土・日・祝	84,370	
第2競技場(サブアリーナ)	入場料(これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収しない場合	平日	2,670	
		土・日・祝	3,200	
	入場料を徴収する場合	入場料の額が2,500円以下のとき	平日	8,050
			土・日・祝	9,660
		入場料の額が2,501円以上3,500円以下のとき	平日	16,110
			土・日・祝	19,330
		入場料の額が3,501円以上5,000円以下のとき	平日	32,220
			土・日・祝	38,660
	入場料の額が5,001円以上のとき	平日	64,440	
		土・日・祝	77,330	
	入場料の額が2,500円以下の式典・集会のとき	平日	10,680	
		土・日・祝	12,820	
	入場料の額が3,500円以下の展示・販売のとき	平日	26,700	
		土・日・祝	32,050	
大(5)	990			
中(1・4・6)	650			
小(2・3)	320			

- * 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金等名称を問わず、入場者から徴収する入場の対価をいいます。
- * 「集会」とは、特定の共同の目的のために、多くの人が一時的にする会合で、講習会、講演会、研修会、発表会等をいいます。
- * 「式典」とは、公事又は慶弔の礼などに際し、一定の作法で行う改まった行事のことをいいます。

2 会議室等

利用区分	利用時間区分	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後9時30分 まで
		円	円	円
第1会議室		640	1,000	500
第2会議室		1,340	2,000	1,000
第1研修室		890	1,330	660
第2研修室		350	520	260
特別応接室		3,050	4,680	2,340
フィットネススタジオ		890	1,330	660

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
 - 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額。所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額とする。
- * 開館時間外での利用は、メインアリーナ・サブアリーナでの大会開催時等との併用のみとする。

3 附帯設備

(1) 競技場

種 別	利用区分	金額	摘 要	
移動ステージ	午前・午後・夜間 各1回につき	円 200	1台	
つり物		メイン	17,600	1式
		サブ	5,860	
		センター	11,730	
		バトン	570	1本
演台		830	1台	
花台		310		
司会者テーブル		570	1卓	
ピアノ		5,860	1台	調律代は含まない。
一文字幕		940	1式	
袖幕		570		
水平幕		940		
引割幕		1,720		
照明設備		2,300	1式	
スポットライト(0.5kw)		100	1台	
スポットライト(1kw)		200		
ピンスポットライト		2,300		
放送設備		第1競技場(メインアリーナ)	3,500	マイクロホン1本付
			4,170	ワイヤレスマイク1本付
	第2競技場(サブアリーナ)	1,720	マイクロホン1本付	
		2,400	ワイヤレスマイク1本付	
	マイクロホン	570	1本	
	ワイヤレスマイクロホン	940		
	各種プレーヤー	1,150	1台	
補助スピーカー	1,150	1組		
スポーツ用具	体操用具	570	1種目	
	バスケットボール用具	940	1組	
	バレーボール用具	570		
	テニス用具	570		
	卓球用具	310		
	バドミントン用具	310		
	ハンドボール用具	570		
	トランポリン用具	570		
	フットサル用具	570		
	各種マット	50	1枚	
	跳び箱	50	1台	
平均台(低)	50			
本来のスポーツ等以外で使用した場合	50	1単位		
その他の附帯設備	フロアーシート	150	60枚以下1枚	
		9,000	61枚以上	
	コンパネ	50	1,000枚以下1枚	
		50,000	1,001枚以上	
	ロールバックスタンド	3,500	1台	
	補助いす	1,150	1台車(50脚)	
		50	22脚以下1脚	
	長机	50	1脚	
	平台	100	1台	
	電光得点表示装置	1,150	1式	
	大型映像装置	11,730	1式	
ビデオテープレコーダー	570	1台		
液晶プロジェクター	1,150			
電気コンセント	200	1口		
特殊電源	940	5kw以内		
		以降1Kw増すごとに200円		

備考

利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1時間につき所定の利用料金の3割に相当する額とする。

(2) 会議室等(会議室・研修室・フィットネススタジオ)

種 別	利用区分	金額	摘 要
会議室等	1日1回につき	円 1,150	1式
		1,150	
		100	1本
		1,150	1台
		1,150	
		1,150	
		1,150	

4 冷暖房装置等

	利用区分	金額	
冷暖房装置	第1競技場(メインアリーナ)	円 15,970	
	第2競技場(サブアリーナ)	5,290	
	第1競技場観覧席	10,630	
競技場照明設備	第1競技場	全面	全灯 4,190
		半面	2分の1灯 2,090
			4分の1灯 1,040
			全灯 2,090
	第2競技場	全面	全灯 1,040
			2分の1灯 520
			4分の1灯 2,090
		半面	全灯 1,040
			2分の1灯 520
			4分の1灯 260

5 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

6 駐車場

1回につき 200円

●第1競技場の利用許可を受ける際、裏面表に規定する入場料を徴収しない場合の利用料金の3割の額(予納金)を納付していただきます。
●合宿室の利用許可を受ける際、主たる利用者10人分の額(予納金)を納付していただきます。
●キャンセル期限 (注)上記の予納金は還付できません。 第1・2競技場 利用日の30日前までに申し出が必要 その他施設 利用日の10日前までに申し出が必要

※詳細につきましては、浜松アリーナへお問い合わせください。

浜松アリーナ
〒435-0016
浜松市中央区和田町808-1
TEL 053-461-1111
FAX 053-461-1115